

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/

税理士の独り言

人はどんな職業であっても何かを創造し表現するということを感じることができれば面白いものです。それは仕事に心を込めるということであり、イチローの言葉を借りれば「他を圧倒するのがプロ」ということです。仕事の深みを知るにつれ迷いや悩みが生じ、夜も眠れないこともあります。仏教徒はより高い悟りの境地を目指して修行を行いますが、現実を生き抜く方がより厳しい修行です。山の修行より里の修行。仕事や人間関係の中で鍛えられ、成長し、自分を高めるという修行です。

それでも夜はぐっすり眠っております…。

ヒント

○過労死の原因は明らかに過度の残業ですが、正規の勤務時間における仕事の密度をいくら濃くしても、それが過労死に繋がることは絶対ありません。

○二分間で結論を出す「即断即決」それを可能にする「完璧なたたき台」と「問題の細分化」これらはみな、効率化のためのしくみにほかなりません。

「残業ゼロの仕事力」

吉越浩一郎著 J M A M

税務アンテナ

□居住用財産を譲渡した場合に適用される3,000万円控除は、居住の用に供さなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合も適用されます。この特例は、その家屋が居住の用に供さなくなった時点で判定されるため、別の場所に転居した後、その家屋を使用していくなくても、他人に賃貸していても居住用財産に該当しますので、3,000万円特別控除の特例の適用を受けることができます。

また、土地のみの譲渡でも家屋が災害により滅失した場合や有利に売却するために家屋を取り壊した場合でも、適用されます。

□法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱について、改正案が公表され、意見募集が開始されました。この意見募集も平成20年1月31日で締め切られました。

この改正により、保険期間開始の時から6割の期間、契約満了時の年齢が45歳を超える場合には支払保険料の2分の1を、契約満了時の年齢が70歳を超えて、かつ、保険加入時の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超える場合には支払保険料の3分の2の金額を資産計上しなければならなくなります。ただし、通達改正前の契約に係る通増定期保険の保険料については従前通りとなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の確定申告・贈与税の申告書提出 ○18年分所得税の更正の請求 (休日につき17日)
31日	○1月決算法人の確定申告 ○7月決算法人の中間申告(予定申告)
31日	○4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告 ○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出

今月の贈る言葉『それをやりに俺が生まれてきた。そのことだけを考えればよい』
by ヘミングウェイ